

令和6年10月分(令和6年12月支給分)から 児童手当の制度が **拡充** になります

- 所得制限が撤廃になります
- 支給期間が高校生年代まで延長になります
- 第3子以降の多子加算が拡充になります
- 支給月が隔月（偶数月）の年6回になります

大学生年代を含め
3人以上の子を養育して
いる方が対象です。

1 支給月額（児童1人当たり）

年齢	現行 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分から)
3歳未満	1万5,000円	1万5,000円
3歳から 小学校修了前まで	1万円 第3子以降(※2) 1万5,000円	1万円 第3子以降(※2) 3万円
中学生	1万円	1万円
高校生年代	なし	1万円
所得制限(※1)	あり ・所得制限限度額以上:特例給付 ・所得上限限度額以上:資格消滅	なし

※1 所得制限限度額・所得上限限度額については、右のコードからご確認ください。

※2 第3子以降の多子加算のカウント対象について、高校生年代までの子から大学生年代までの子（親等の経済的負担がある場合）に対象を見直します。



第3子以降の多子加算のカウント対象について

【例】4人きょうだいの場合

大学生年代の子は、同居・別居、進学・就職等の状況にかかわらず、親等の経済的負担がある場合は、**カウント対象**となります。

「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。

詳しくは裏面をご確認ください

		大学生	高校生	中学生	小学生
現行	カウント対象	×	第1子	第2子	第3子
	支給月額	なし	なし	1万円	1万5,000円
拡充後	カウント対象	第1子	第2子	第3子	第4子
	支給月額	なし	1万円	3万円	3万円

2 支給月

令和6年12月支給分(令和6年10月分)からは、2か月分を年6回に分けて偶数月に振り込みます。
支給予定日は15日です。(土・日曜日、祝・休日の場合は直前の平日です)

現行(令和6年10月支給分まで)		拡充後(令和6年12月支給分から)	
支給月	対象月	支給月	対象月
12月	支給なし	12月	10月～11月分(2カ月分)
2月	10月～1月分(4カ月分)	2月	12月～1月分(2カ月分)
4月	支給なし	4月	2月～3月分(2カ月分)
6月	2月～5月分(4カ月分)	6月	4月～5月分(2カ月分)
8月	支給なし	8月	6月～7月分(2カ月分)
10月	6月～9月分(4カ月分)	10月	8月～9月分(2カ月分)

あなたが必要な手続きについて、裏面を必ずご確認ください

3 手続き方法

広島市にお住まいの方は以下のとおりです。
広島市以外にお住まいの方は各市区町村にお問い合わせください。

1 所得超過により令和6年5月31日で受給資格が消滅した方

申請
必要

令和6年10月分から、児童手当の受給が可能ですが、「**令和6年度 児童手当 認定請求書（制度改正前に認定請求が却下された方・受給資格が消滅した方用）**」の提出が必要です。お住まいの区の福祉課に**令和6年9月中**に提出してください。

特例給付（月額一律5,000円）を受給している方は、受給額の増額については、**申請不要**です。10月以降に増額改定の通知をしますのでご確認ください。

2 高校生年代の子と中学生以下の子を養育している方

中学生以下の子の児童手当を広島市から受給しており、高校生年代の子（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）を支給要件児童（中学校卒業時点まで支給対象となっていた児童等）として申請している場合は、受給額の増額については、**申請不要**です。10月以降に高校生年代の子の児童手当について、増額改定の通知をしますのでご確認ください。

申請
必要

高校生年代の子を支給要件児童として申請していない場合は「**額改定請求書**」の提出が必要です。広島市のホームページ（下記）より様式をダウンロードして、お住まいの区の福祉課に**令和6年9月中**に提出してください。

電子申請もできます！詳しくは下記へ

3 大学生年代の子を含め3人以上の子を養育している方

申請
必要

第3子以降の多子加算を受けるためには、大学生年代の子（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）について、「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を提出し、経済的負担があることを申立てていただく必要があります。広島市のホームページ（下記）より様式をダウンロードして、お住まいの区の福祉課に**令和6年9月中**に提出してください。

電子申請もできます！詳しくは下記へ

4 高校生年代までの子を3人以上養育している方

現行で多子加算を受けている「**3歳から小学校修了前まで**」の子を養育している方又は新たに多子加算の対象となる「**0歳から高校生年代**」（「3歳から小学校修了前まで」以外）の子を養育している方は、第3子以降の増額については、**申請不要**です。10月以降に増額改定の通知をしますのでご確認ください。

マイナンバーカードを使えば、手軽に **電子申請** ができます！

- 額改定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書

上記書類の提出には、スマホやパソコンを使った電子申請「**ぴったリサービス**」が便利です。アクセスは左の二次元コードから。

※マイナンバーカード、スマホ、マイナンバーカードの暗証番号（署名用電子証明書6桁～16桁の英数字、利用者証明用電子証明書4桁の数字）、パソコンの場合はICカードリーダーを準備してください。



詳しくは広島市HPをご確認ください！

- あなたが必要な手続きについて
- 申請に必要な様式のダウンロード

広島市
ホームページ
ページ番号
279012



問い合わせ

ご不明な点等は、広島市HPをご確認いただくか、お住まいの区の福祉課へお問い合わせください。
【開庁時間】午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝・休日、8/6、12/29～1/3は除く）

中区	☎ 504-2569	南区	☎ 250-4131	安佐南区	☎ 831-4945	安芸区	☎ 821-2813
	FAX 504-2175		FAX 254-9184		FAX 870-2255		FAX 821-2832
東区	☎ 568-7733	西区	☎ 294-6342	安佐北区	☎ 819-0605	佐伯区	☎ 943-9732
	FAX 568-7781		FAX 294-6311		FAX 819-0602		FAX 923-1611